

す（五十嵐清『人格権法概説』有斐閣、10頁）。

では労働関係において人格権ないし人格的利益という場合、なにを意味するでしょうか。労働分野では、資本主義の勃興期から生命・身体・健康という利益の保護が問題となっていました。1833年制定のイギリス工場法は9歳未満の児童の労働を禁止し、9歳から18歳未満の労働者の労働時間を週69時間以内に制限しました。当時のイギリスにおける労働の実態はマルクス『資本論第1巻』（1867年）に具体的に描写されています。日本でも、1916年（大正5年）に工場法が施行されました。12歳未満の労働が禁止されるなどしましたが、製糸業では14時間労働が認められ、紡績業では女子深夜労働が認められるなど労働者の生命・身体・健康の保護は不徹底でした。この間の事情は細井和喜蔵『女工哀史』（1925年）などに詳しく描写されています。

人格権という言葉自体は明治30年代、日本ですでに使われていました。しかし、労働分野では生命・身体・健康という側面に焦点が当てられ、名誉・自由・プライバシーなどの人格的利益は問題視されることはありませんでした。

戦後、日本国憲法が保障した人権に対する意識の深まり・広がりとともに、また、前記事件のように労働者自身を「商品」として取り扱うような労働現場の実態が進行するにつれ、自由・名誉・プライバシー等の人格的利益も保護されなければならないということが意識されるようになってきました。

4 前記事件のうち、労働者が暴力を受け、肋骨を折られたという部分は労働者の身体の完全性を侵害したわけですから、使用者には安全配慮義務違反が認められます。しかし、この場合の労働者の損害はそれだけではありません。「道徳的行為の主体としての個人、自律的意志を有し、自己法定的である」という個人というあり方そのものが否定されています。これを法律的に表現すると、この労働者は自由・名誉・プライバシーなどの人格的利益ないし人格権が侵害されたと構成することがこの本質に迫るといえます。

JR西日本福知山線事故でクローズアップされた「日勤教育」も労働者の自由・名誉・プライバシー等の人格的利益を侵害するものです。2011年7月27日、大阪地方裁判所は、日勤教育において人格的利益を侵害されたと

して会社を訴えた事件について判決しました。判決は人格配慮義務に言及しました。「被告（JR西日本）は、原告らを含む労働者に対し、人的・継続的關係である労働契約関係から生じる信義則上の義務として、労働者の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮する義務を負っていると同時に、労働者の自由、名誉、プライバシー等の人格的利益を尊重すべき義務も負っている」と解するのが相当である」と判示したのです。

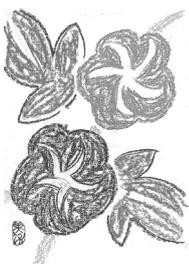
「労働者による労働力の提供は、使用者による指揮のもと、労働者の身体及び人格と不可分に行われるものであるから、使用者は、労働者の生命、身体の安全に対して配慮することが求められるのと同様に、労働者の人格面に対しても配慮すべき義務を負うからである（労働基準法4条、5条参照）。また、使用者は、労働提供を受ける過程において、労働者の生命、身体に対する危険を観念して、これを除去する措置を講じ得るのと同様に、労働者の人格に対する危険も観念し、これに配慮する措置を講じることが可能であり、このような義務を使用者に課したとしても、使用者に過重な負担を強いものでもないからである」という判決の理由付けは説得的です。しかし残

念ながら、この判決は人格配慮義務違反の有無について十分な判断をしませんでした。

5 厚生労働省は、職場における種々のハラスメントや心理的負荷による精神障害対策に躍起になっています。執拗に退職勧奨する、仕事を与えない、到底期限までに処理できない大量の仕事を指示する、キャリアを無視し苦痛を与えるだけの仕事を指示する、一人だけ孤立した場所に座らせる、就業規則全文の書き写しを命じる、炎天下あるいは雨天下で草むしりをさせる、過度に叱責する、嘲笑する、からかう、糾弾する、退職させない、殴る、蹴る等々、およそ前時代的ともいえる実態が横行しています。

人格配慮義務が司法の場でも、また、労働分野においても、労働者の自由・名誉・プライバシー等人格の自律に不可欠な利益の保護となるよう、今後の実践的発展を期待したいと思います。

（2012年6月13日）



あさがお

2012年秋季連続セミナーのご案内

「民主党政権下における労働・社会保障政策の検証」

主催 NPO法人あったかサポート
場所 ひとまち交流館京都（予定）

「この秋には解散総選挙が」と巷間ささやかれています。ほぼ3年間の民主党政権下における労働・社会保障に係る政策を検証します。

現実には社会保障の必要性を国民の大半が認めながらもその財源をどこに求めるのか、国民的議論は進まないまま消費税の導入が進められようとしています。「税と社会保障の一体化」を進める前提には、所得税を含めた所得の再分配機能を税や社会保険にどのように求めるのか、この国をどのような国家理念で運営していくのかに基づいて決めるべきです。ところが、政権与党を含めて国民的議論は避けられたままの状態です。消費税だけが一人歩きしています。「自助自立」を強調し、「自己責任原則」による『小さな政府』か、全てを国家財政に求める『公助』の『大きな政府』に求めるのか、それとは異なるもう一つの選択肢があっても良いのではないだろうか、そうした問題意識から労働・社会保障政策のあり方について検証を試みたいと思います。

第1回

「労働者保護立法の検証―派遣や有期雇用規制を問う」

非正規と正規労働者の格差改善は喫緊の課題である。新たな派遣労働への規制は派遣労働者の待遇改善に繋がるのか、また雇用の機会は拡大されるのか、法に

よる規制のあり方を検討します。また、

期間の定めのない労働者と異なる有期雇用の労働者への保護政策は判例法理を反映し、労働契約法の改正にどのような影響を与えるのだろうかを考えます。

講師 中島 光孝（大阪弁護士会所属）

10月13日（土）午後6時15分～8時15分

第2回

「パート労働者の社会保険適用をめぐる歴史と課題」

社会保険から排除される労働者の差別的根拠はどこにあり、それは正当なのかを検証する。

厚生年金や健康保険など社会保険適用をめぐる1週30時間という4分の3要件は、法律に基づくものではないにも関わらず一人歩きするようになったのはどういふ時代背景があったのだろうか。社会保険に於ける社会的排除のあり様と社会

的包摂の課題を問うことにします。

講師 川崎航史郎（龍谷大学非常勤講師）
11月17日（土）午後6時15分～8時15分

第3回

「雇用と福祉の連携はどこまで進んだか」

2008年のリーマンショックを経て、これまで内閣府が試行してきたパーソナル・サポートサービス事業は、派遣切りで仕事を失った人たちにとどまらず、一般労働市場への参加が困難な人たちへの就労支援事業として開始された。雇用の場を失い、社会参加できる機会を失った人たちに対する雇用と福祉の連携への挑戦であった。国の政策課題であるにも関わらず、支配しつつある「自立・自助」の思想に対し、私どのような思想で対峙し、何ができるのかを考えます。

講師 五石敬路（大阪市立大学准教授）
12月8日（土）午後6時15分～8時15分



B型作業所の紹介

NPO法人・福祉工房P&P所長 西村秀昭さんに聞く

今回は京都市伏見桃山に拠点を置く、NPO法人・福祉工房P&Pにお訪ねし、その西村秀昭所長にお話しをお願いしました。西村所長は心身に障がいを持つ人たちが通所する施設を設立し、運営してきました。これまでに「障害者自立支援法」に基づき、事業基盤の確保に努めながら、他方で独自の事業展開を進めてきました。利用者も増え、更にスタッフも充実してきたとお聞きしています。



西村さんによる自らの似顔絵

【編集部】
福祉工房はいつ、どのような理念で設立されたのですか。

【西村さん】

「まだまだ不十分な環境にあつて、人生を送っている障がい者に対して、生活支援・労働支援を行っていくとともに、誰もが生き甲斐のある人生

を送れる環境づくりを通して、真のノーマライゼーションをめざす」という、いわば健常者中心のさまざまな価値観を変えていくという理念のもと、2000年4月に障がい者が主体となつて、無認可の小規模身体障がい者共同作業所を設立しました。その後、2006年にはNPO法人格を取得し、障害者自立支援法下の就労継続支援B型の作業所として再出発し、現在に至っています。

※ 就労継続支援B型事業所：

一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与

することを目的とし、「B型」は雇用契約を結ばず、利用者が比較的自由に働ける「非雇用型」の事業所です。

【編集部】
これまでご苦労されたと思います。いま現在、おおよその利用者となつたのはどのくらいの人数いますか。

【西村さん】

現在ご利用いただいている方は18名、職員は正職員4名、パート職員3名です。

【編集部】

いまの活動を支える財源、経済的基盤は色々ですが、何に頼っていますか。

【西村さん】
国からの補助金（日割制）、これは主に作業所の運営費として使っています。それから印刷事業やアニメーションの仕上げ作業の売上金、これはわずかですが、利用されている方の工賃となります。

【編集部】

事業内容が次第に変化してきたのですね。福祉工房P&Pが独自の進める事業内容についてもっと詳しく教えてください。

【西村さん】

法人としては、作業所の運営やひきこもりの方の体験実習などを行なっていますが、作業所自体の仕事として、技術指導はもちろんのこと、『印刷事業』と『アニメーションの仕上げ（色付け）』をやっています。

『印刷事業』では、イラストレーターやインデザインを使って、版下データを作成しています。スペース的な問題もあり、印刷・製本は外注となりますが、データ作成の技術においては、一般企業とやら遜色のないものができると自負しています。文字入力だけの仕事もありますが、漢文（旧漢字だらけ）の入力もこなし、間違いが少なくお客様から好評を得ています。



福祉工房 P & P の作業所

しょうか。代弁して頂けませんか。

【西村さん】

技術を覚え、働いていて、楽しい、面白い、ワクワクする、という雰囲気意識的に創り出しています。利用されている方の大半がパソコンが好きで、アニメーションが好きで、P & P の雰囲気が好きで来られています。指を動かすことでリハビリになるとおっしゃっている方もおられますし、中には技術を覚えて一般就労したいという方もおられます。

【編集部】

利用者の方が福祉工房 P & P を通じて仕事に関わるといことは、一つの社会参加の方法としてすばらしいと思います。仕事を実際にはしていないけれど、ただ通って来るといのも OK なのでしょうか。

【西村さん】

基本的には仕事のノウハウを覚えてもらって、仕事をしていただくというのが第一義です。ただ今は自宅から作業所に出てくるだけでもしんどい、けれど技術を覚えて、社会に参加していきたいという方もおられます。そういう方には、段階を踏まえたプログラムを作成して、ちよつとずつでも作業所に来て、仕事に慣れていってもらう

よう努力をしています。

【編集部】

その設立に至る前に、若い時分から福祉の仕事に携わっていたと推察されますが、どのようなきっかけがあったのでしょうか。その時の思いをお聞かせ頂けませんか。

【西村さん】

いいえ。一般企業（印刷・出版社）と福祉関係を行ったり来たり。大学は社会福祉学専攻ですが、障害者解放運動に参加する中で、常に既存の社会福祉事業に疑問を持っていました。今でも、自嘲しつつ、迷いながらもやっています。それに、もともと漫画家志望ですから。

【編集部】

ここまで来るのに辛いこともあったと思います。何が一番辛かったですか。逆に何が一番嬉しかったですか。差し支えなければお話し下さい。

【西村さん】

辛かったことは、信頼していた仲間（職員）に裏切られたこととか、利用されている方の障がいが重くなり、仕事を継続していくことが困難になって退所された時とか…。でも、なるべく忘れるようにしています。

楽しいことは、今でもそうですが、

利用されている方が楽しそうに仕事をしたり、しゃべったりしておられるのを見ている時…、それから退所した後、いろいろな連絡をもらう時…、特に結婚して子どもが生まれたと連絡があった時は感涙ものでした。

【編集部】

【西村さん】自身、他の NPO 団体や地域、さらに行政機関とのネットワークを大切にされてきました。常日頃、どのようなお気持ちで関わっていますか。

【西村さん】

さまざまな団体から影響や刺激を受け、またこちらもさまざまなことを発信しながら地域に根ざしていきたいと思っています。また、情報を得るといっても有効です。

あったかサポートさん、特に笹尾さん、半田さんからは社会問題や労働問題などで指針をいただいたりして、常に刺激を受けています。また、笹尾さんを通じて京都府自立就労サポートセンターとも繋がりをもちことができ、現在もさまざまな理由で就労しておられない方を対象に、職場体験実習やパソコン講習を当作業所で行っています。

【編集部】

利用者の方は、そのような仕事にどのような気持ちで関わっておられるのでしょうか。

何故、ここに通って来ているので

【編集部】

直接、事業収益には直接結びつかない連携先団体もあると思います。最後に、今後どのような連携先を意識し、どのような期待や構想をお考えですか。今後の方向性について話してください。

【西村さん】

人にやさしい商店街……をコンセプトに作業所の近くにある納屋町商店街の振興組合の方たちに働きかけ、秋ぐらいから商店街のコミュニティホールで『バリアフリー講習会』を企画しています。

当作業所を利用されている方たちの中にも、商店街で買い物しにくいという声もあり、法人代表の永井が中心となって現在進めているところです。

まず、当作業所が地域に溶け込んでいくところから始めなければなりません。ですが、今は、その下準備として「バリアフリーつうしん」という商店街に的を絞った内容の印刷物を隔週発行し、商店街の人たちに配布してもらっています。



雨のしずく

龍谷大学大学院で学んでみませんか？

龍谷大学法学部教務課 小室 昌志

この度、当法人の正会員であり、龍谷大学法学部教務課の小室昌志さんから、会員の皆さんに同大学の社会人大学院生として学んでみませんか、とのご案内を頂きましたので、ここに紹介しました。これは2011年に当法人が龍谷大学との間で3年間の「地域連携協定」を締結し、地域人材育成に係る相互協力を進めようとする試みです。当法人から毎年、院生を送り込む予定ですので、今後勉学に励みたいと思われる方はお問合せを含め、事務局までご連絡を下さい。



ポートと龍谷大学は、2011年8月に「地域人材育成に係る相互協力に関する協定」を締結しました。このように書きますと、なにやら重たい響きを与えますが、ご案内の中心となるのは、あつたかサポートの会員のみなさんに龍谷大学の大学院 法学研究科・政策学研究科の修士課程で学んでみませんか？ということなのです。

なお、この協定は2012年度から3カ年有効です。その間に龍谷大学では、あつたかサポートから毎年度社

NPO法人あつたかサポート会員の皆様、私は龍谷大学法学部教務課の小室昌志と申します。既に昨春秋の会報「あつたか情報」27号で澤井勝理事長からご案内のとおり、あつたかサ

ポーター1名を受け入れる体制を整え、大学教授による修士論文の作成とその指導に携わることを約束しました。今年度は推薦を頂いた常務理事の笹尾達朗

さんが龍谷大学の大学院・法学研究科に入学されています。社会人としての知識や経験をもとに、他の社会人院生や大学4年生からスタートで大学院に入学した若い大学院生とともに研究に励んでおられます。お陰様で社会経験の無い、または浅い大学院生にとつても、非常によい刺激になっています。あつたかサポートの一会員として、かつ龍谷大学の職員の一人としても、非常に喜ばしいことです。

立して、大学院生として受け入れていきます。

2012年6月現在、協定NPOは38・自治体等は39に、修了生は80人以上にも上っています。(勿論、この協定NPOの中には、あったかサポートともつながりの深い「きょうとNPOセンター」も含まれています。)

つきましては、この龍谷大学大学院NPO・地方行政研究コースについて、簡単に説明させていただきます。

・**入学試験**：協定先NPOから推薦を受けた方は研究計画書に基づいた面接を受けて頂きます。(いわゆるペーパーテストはありません。)

※既に、今年度の試験日は、11月24日(土)を予定しています。

出願期間は10月4日(木)～10月10日(水)です。

(その前に、あったかサポートの中で推薦メ切があるでしょうかからご留意ください。)

・**修業年限**：1年度間(来年4月から翌年の3月までの修了が可能な制度になっています。)

・**学費など**：学費相当額を1年度間、奨学金として支給されます。つまり、実質学費は原則無償です。

・**学位**：修士(法学または政策学)が得られます。

・**研究対象**：法学・政治学を中心に社会科学の幅広い分野を学べます。

は理由があります。それは、社会経験や知識を有した社会人の方々が、教



深草キャンパス

して頂きたいからです。そこには、あったかサポートの定款にもある「より働きやすい、暮らしやすい世の中を作っていくこう」という壮大な「社会実験」をわれわれ龍谷大学も企図しているからです。ぜひ、その社会実験に参加しようではありませんか。共に学び合いましょう。

今回の企画への参加への誘いは、あったかサポートから推薦され、入学・修了された方個人にとってのメリットにとどまりません。あったかサポートというNPO法人自体の活動とその社会的役割に興味を見いだす事ができるからです。ひいては、それが社会全体に波及効果を生み出すことは、すでに記したとおりです。

社会保険労務士の皆さんをはじめ、NPO法人・あったかサポートの活動に参加される皆さん!! あなた方は『労働と社会保障の専門家集団』です。是非この機会に、皆さんの経験や知識を改めて理論化する作業に携わってみませんか。もし、私が龍谷大学の人間でなかったら、迷わず推薦を受けるべく手を上げているところです。あったかサポートから推薦された方が、来年度も入学され、お会いできることをお待ちしております!! その際には、私たちも全力を挙げてサポートします。

実は、学費を実質無償にしてまで、協定NPOからの入学生を求めらるのに

員・他の大学院生とともに議論し、大学院で学ばれ、その学びを社会に還元

独自に東電に損害賠償請求、 ようやくやく実現

栃木県 柏倉 裕



筆者

るような政府と関西電力に、腹が立つて腹が立って……。不景気で赤字が続き、仕事はうまくいかないし、子供を大学にやるのにお金もかかるし……。

と、愚痴っぽい出だしになりましたが、皆様覚えておいででしょうか。メグスリノキという薬木を育てている「フジグリーンとちぎ」の柏倉といいます。原発事故後の計画停電で参った時、あつたかサポートの笹尾さんを通じて大量の乾電池を送って頂きました。中家さん、中本さん、竹原さん、その節はありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

あれからずいぶん月日が流れました。仙台を中心に「復興景気」で職人が足りない、ダンブが足りない、夜の街は大賑わい、の噂話が栃木にも聞こえてきます。が、地元の人たちから依然として復興の实感が伝わってこないことは、全国の多くの人の知るところでしょう。

観光客が戻ってこない、お土産が売

れない、こんなこと初めてだわ。営業に回るお店ではたいいていこんな話です。比較的線量の低かったここ栃木県南西部の栃木市でも、原木椎茸が基準値を超えて出荷停止の憂き目にあつた農家が少なくありません。これが地元の新聞に載ると、途端にほかの野菜も売れなくなりします。風評被害の源は、やっぱり人の心の中にあると思うと、なんだかやり切れなくなります。

ところで小社ではあれから、当然にも東京電力に損害賠償請求の手続きをとりました。実はそれまでが結構大変で、市のJAや県の林務部・林業振興課を通して賠償請求を出そうとしても、メグスリノキは特殊で例がないとの理由で、あちこちの関係団体をたらい回しにされ、いつまでたつても埒があきません。のんきな小生もさすがに腹が立ち、昨年6月、独自で東電の窓口へ請求を出したのです。

しかし、数カ月たつても東電からは何の音沙汰もなし。市や県組織からも何の音沙汰もなし。市や県組織からでも、ついに堪忍袋の緒が切れたのです。毎日何回も抗議、要求の電話をし、どうなつてんだと窓口の女性に喰つてかかりました。それは小生にとつてもつらいことでした。最後は中小零細企業が資金繰りでどんな窮境に追い込まれ

ているかを訴えました。

そして賠償請求から9カ月後の今年3月、784,800円が振り込まれました。請求額の62%でした。この額は事故以来、風評被害によると思われる被害額を考えれば誠に僅かです。ただ、いい経験をしたと思つています。泣き寝入りにならなかつたこと、何度でも文句を言つて抗議すれば正当な要求は認められると実証できたこと、そして東電の損害賠償請求受付担当の(名前も覚えてしまった)幾人かのひとと多少は通じ合えたかなと思えたこと。お人よし、の批判もありましたが、これが言いたかつたことです。

風評被害ですから、賠償請求は今後も続きます。願わくばこれからは腹も立たず、スムーズに進みますように。血圧が上がつても良くありませんから。



めぐすりの木の原木

福島第一原発の事故から1年と4カ月がたちました。国会事故調査委員会がようやく報告書を発表し、事故が「人災」であつたこと、情報の公開や住民への避難指示など、東電・政府関係機関の対応が決定的に不十分であつたことを認めました。事故は依然として続いており、被災者・被災地への復興はもとより賠償そのものが全く不十分で、今なお避難を余儀なくされている人々が当面の生活の展望さえ見出せないままの状態に置かれていることに、多くの人が心を痛めています。

なのに、大飯原発再稼働の強行。被災者とフクシマの心を平然と逆なです

あったか歳時記

夏 椿

と 野 都

初めて夏椿の花を見たのはもう四年ほど前になるだろうか。ふと思いついて蓮華寺を訪ねたときだ。蓮華寺は紅葉で知られるが、大原へ向かう鯖街道の車窓なら気づかずに通り過ぎてしまう高野川のほとりの小さなお寺だ。

六月の終わり頃、梅雨の晴れ間のある日、小さな山門をくぐった。しつとりと濡れて緑艶めく苔庭を伝いながら本堂の前まで来たとき、黄色がかった白い花びらが散っているのに気付いた。木の根元を囲み、やわらかな弧を描いて苔の上で何かを待つような…

そのまま四・五メートルはあろうかと思われる枝を仰ぐと、白い五弁の花がそこそこに見える。手のひらに収まるようなふくらみを持つ優しい咲きよつた。庫裏へ戻り、寺の人に花の名前を伺ってみた。「沙羅双樹」ですとおっしゃり、花の咲く時期は一週間くらい、ここ数日前から開き始めました、とのこと。冬に咲く椿とはかなり違う花のかたち—

ああ、これが「夏椿」の花！

思いがけない出会いであった。

このお寺を知ってからもう二十年近いが、蓮華寺は私にとって特別な場所の一つである。書院も本堂も小さなお寺ではあるが、開放された書院から臨む池は息をのむほど印象的だ。池の対岸を浄土とする池泉回遊式の庭、たとい。緑深い紅葉の差し交す池の奥に湧く豊かな水が、いつも澄んだ波紋を描いている。

蓮華寺の山号は帰命山という。その名の通り、私には「命が帰る寺」である。世間の騒音や消耗や枯渇に疲れた時にいつでも待つていてくれる場所として、あるいは亡き人々と出会う場所として、山門の入り口で心を解く。

そのお気に入りの寺ではあるが、夏椿の花に出会ったのは初めてであった。そして、朝に開花して夕方には落ちるという一日花と知れば、なおのこと嬉しく有り難い出会いであった。

夏椿は別名「シヤラノキ」・(沙羅樹)というそうだ。仏教の聖なる樹、沙羅双樹の名をそのまま受けて「沙羅樹」とし、さらに沙羅双樹とも称するようになったといつ。

沙羅双樹のイメージは御多分にもれ

ず、私も高校の古文の授業で習った『平家物語』の冒頭の文章に負うものが多い。

「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり。沙羅雙樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。驕れる人も久しからず、唯春の夜の夢の如し。猛き者もつひには滅びぬ、偏に風の前の塵に同じ」…このあたりまでの曖昧な記憶しかないが、流麗な言葉の響きは今も忘れがたい。

「諸行無常」や「盛者必衰」が何なのか分からないなりに、日本人の一人として心のどこかに留まり、育まれて来たものは確かにあるだろう。

『平家物語』は平家の栄華と没落を描いた軍記物語、その現代の脚色版が今年のNHKの大河ドラマだ。保元の乱・平治の乱に勝利した平家と、敗れた源家。源平の戦いから平家の滅亡。日本史的には、平安貴族たちの没落と、新たに台頭した武士の新しい時代。

私は北九州市で育ち、源平合戦ゆかりの場所は親しい観光の地ではあったし、長じて関西に住めば権力の頂点に位する御所や仏閣、御陵の多さに「驕れる人も久しからず、唯春の夜の夢の如し」を教えてもらったといえよつか。

石田波郷という俳人に夏椿を歌っ

た句が幾つかある。

石田波郷（一九一三年～一九六九年）は愛媛県松山市生まれ、戦後俳壇を先導し、昭和期の俳句文学に大きな功績を遺した人であるが、この句に歌われている「沙羅の花」にもどこか『平家物語』を感じるのには私だけであろつか。

朝の茶に語りふ死後や沙羅の花
沙羅の花捨身の落花惜しみなし
沙羅の花緑ひとすぢにじみけり
沙羅の花ひとつ拾へばひとつ落つ
雨搏てる沙羅の落花や石の上

「朝の茶に語りふ死後」とは、朝に咲いて夕方には落ちるという花から喚起される想いであろつ。「捨身の落花」という言葉にも命の短さを悼む思いがにじむが、その一方で「惜しみなし」といつ。これにはどこか「昭和」といつ時代を感じる。

私が出会った蓮華寺の「沙羅の落花」は、六月の雨にしつとりと濡れた緑の苔の上に散ったものであった。また朝の名残りを漂わせる花びらの幾つかを拾ってみたが、薄い花びらをしまつ気にもなれず、また苔の上に戻した。

来年、また花に会いに行つ…。

編集後記

昨年10月大津市立中学校2年の男子生徒が自殺した問題で教育委員会の「いじめ」に対する対応が批判されている。「いじめ」は今に始まったことではないし、学校だけでなく私たちが働く職場でも日常的に起きていることだ。昨年12月26日に厚労省が「精神障害に対する労災認定基準」を新しく発出したが、仕事を原因にした「うつ病」など精神疾患の原因が長時間労働やセクハラ、パワハラなどハラスメントによるものだとした労災申請の多発に対し、迅速かつ効率的に業務上外の判断をするための目安となるためのものだ。

学校であろうと、働く場であろうと「生命・身体・健康・自由・名誉・プライバシー等」は尊重されなければならない。そこで今回は、「JR西日本福知山脱線事故」を契機にして「日勤教育」がいじめに等しいものとして、使用者側の労働者に対する『人格配慮義務』について論陣を張った中島光孝弁護士に投稿を頂いた。法理論としての労働者人格権とは何か、是非学んでほしい。

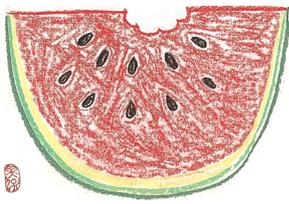
憲法13条は「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とある。この憲法の精神は、脱原発を訴える「さよなら原発10万人集会」が粘り強く拡がりをを見せている動きと連動する。この動きには労働組合による動員だけでなく若者や子供連れの参加者が目立つ。本誌に投稿して頂いた東京電力に対する「損害賠償請求」は、自ら育てた「目薬の木」原木が放射能に汚染された栃木県に住む一市民としての抵抗であり、「脱原発」に繋がっている。

今回の「あったか歳時記」には、古の都への哀愁を感じることが出来る。しかし、古の都は琵琶湖を挟んであまりにも、かの原発密集地に近いのだ。近代文明が生み出した巨大な「原発」への恐怖を感じざるを得ない。電力を湯水のように使ってきた私たちは、これまで当たり前としてきた暮らしや働き方を振り返り、所詮人間は自然に生かされていること、それを忘れてはならないだろう。

さて私たちNPO法人は、「自立と連帯」の市民ネットワークの形成を目指して出発したが、昨年度、龍谷大学との間で「地域の公共人材育成」を共通の目的にして3か年の協定を締結した。その契機をつくってくれた龍谷大学職員による「大学院で学んで見ませんか」という誘いをここに紹介した。是非、読者に皆さんには彼の誘い応えてほしい。

また、福祉工房P&Pの西村秀昭さんへの誌上インタビューは、市民ネットワーク形成の成功事例の一つだ。彼の個性を含むこのNPOが持つ、障がい者を含む他人への優しい眼差しが活動を支えているようだ。お互いこれまで発足年数などはほぼ同一歩調でやって来た。活動内容は異なるもの、お互いに得意な分野を持ち寄って助け合ってきた。引き続きこのようなNPO団体との連携を大切にしたい。

秋期連続セミナー開催中の頃には、民主党政権が空中分解しているかも知れない。私たち法人の活動理念に賛同し、支援して頂いている方々の心情を察すると残念だが、自民政権に代わってからの政権が進めてきた雇用と労働、社会保障の政策については、冷徹な眼差しで客観的な評価を加えなければならぬ。今回の3回にわたるセミナーはその検証の場であるとともにこれからの課題をも明らかにすることを目的にしている。



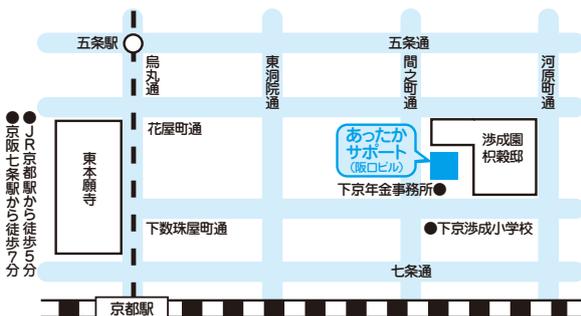
すいか

■ご相談とお問合せ TEL 075-352-2640
FAX 075-352-2646

特定非営利法人 あったかサポート事務局

HP <http://www.attaka-support.org/>
E-mail attaka-support@r6.dion.ne.jp

- お問い合わせ時間 平日/10:00~17:00(土・日・祝日は休業)
- ご相談 土・日・祝日に関わらず、別途設定します。



上野都著
権蘭文化社



紹介



NPO法人 あったかサポート編